

2019年8月19日

各位

会社名 イオン株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也
(コード番号8267 東証第一部)
問合せ先 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 三宅 香
(電話番号 043-212-6042)

「従業員持株E S O P信託」の再導入に関するお知らせ

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「従業員持株E S O P信託」(以下、「本プラン」といいます。)の再導入を決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本プランに係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

1. 本プラン導入の目的

当社グループ従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績、ひいては株式価値の向上を目指した業務遂行を一層促進することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、当社グループ従業員へのインセンティブ・プランとして本プランを導入いたします。

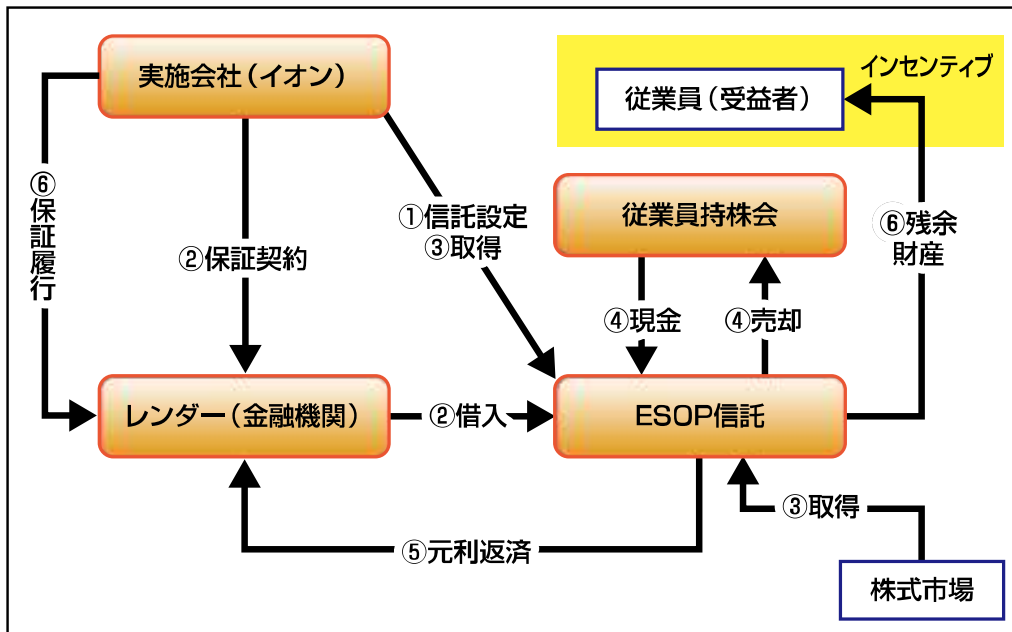
当社は、2013年6月より本プランを導入しておりましたが、2018年6月に終了したことに伴い、再導入することといたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、「イオン社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「E S O P信託」といいます。)を設定し、E S O P信託はその設定後一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる当社株式を予め取得します。

その後は、E S O P信託から持株会に対して毎月一定日に継続的に当社株式の時価売却が行われるとともに、信託終了時点でE S O P信託内に当社株価の上昇による信託収益がある場合は、受益者たる従業員に対しその拠出割合に応じて金銭が分配されます。なお、信託終了時点でE S O P信託内に当社株価の下落による債務が残る場合には、E S O P信託の株式取得にかかる借入に対する保証契約に基づいて、当社が当該残債を弁済するため、従業員の追加負担はありません。

3. 本プランの仕組み



- ① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ② ESOP信託は金融機関から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がESOP信託の借入について保証を行います。
- ③ ESOP信託は上記②の借入金をもって、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に当社または株式市場から取得します。
- ④ ESOP信託は信託期間を通じて、毎月、持株会への従業員の拠出金額に見合う当社株式を、時価で持株会に売却します。
- ⑤ ESOP信託は持株会への当社株式の売却による売却代金および保有株式に対する配当金を原資として、金融機関からの借入金の元本・利息を返済します。
- ⑥ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者適格要件を充足する者に分配されます。信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が金融機関に対して一括して弁済します。

* ESOP信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

* 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

以 上